

各組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

貯金事業に係る各種様式の改訂について

平素、本組合の業務運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貯金事業については、平成 27 年 4 月より山梨県市町村職員共済組合貯金規程の改正を行い、各種様式を改訂いたしました。

1. 主な改訂内容

加入時に登録印鑑を設定していただいておりますが、これを廃止しました。なお、確認印により本人の申し出による手続きとみなすため、確認印は必要となります。

これに伴い関係する様式を改訂しました。各種様式の変更点は以下のとおりです。

(1) 加入申込書（様式第 1 号）について

- ・ 加入時に臨時積立をする必要がなくなりましたので、「加入時臨時積立」の欄を削除しました。加入時に臨時積立をすることは引き続き可能ですが、その場合は別途「臨時積立申込書」の提出が必要となります。

(2) 臨時積立申込書（様式第 5 号）について

- ・ 従来は連名式の様式を使用しておりましたが、個人ごとの申込書となります。
- ・ 所属担当者確認印と併せて組合員の確認印も必要となります。

(3) 払戻請求書（様式第 7 号）について

- ・ 従来は「払戻・解約請求書」でしたが、「解約」の欄をなくし、「払戻請求書」という名称の払戻専用の様式としました。

(4) 変更依頼書（様式第 8 号）について

- ・ 加入時における登録印鑑の設定が必要なくなりましたので、届出印の変更をする必要がなくなりました。
- ・ 定時積立および特定月積立の金額を変える際、従来は「変更」・「中断」・「復活」の 3 つの区分がありましたが、区分をなくし、「変更」のみといたしました。定時積立および特定月積立を停止する場合も「変更（0

円に変更)」として取り扱います。

- ・ 組合員の確認印と併せて所属担当者確認印も必要となります。

(5) 解約届出書（様式第9号）について

- ・ 従来は「払戻・解約請求書」でしたが、「払戻」の欄をなくし、「解約届出書」という名称の解約専用の様式としました。
- ・ 「解約届出書」の提出によって解約に伴う定時積立および特定月積立の停止が可能となります。

2. 各種様式の記入方法

下記の書類を添付いたしますので、記入例のとおり、記入をお願いいたします。

- (1) 「加入申込書（様式第1号）」記入例
- (2) 「臨時積立申込書（様式第5号）」記入例
- (3) 「払戻請求書（様式第7号）」記入例
- (4) 「変更依頼書（様式第8号）」記入例
- (5) 「解約届出書（様式第9号）」記入例
- (6) 「払戻・解約送金日予定表」

担当：総務課 橘田・河野 TEL：055-232-7311

共済貯金加入申込書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

申込日 平成 年 月 日

申込者	所属所名	組合員証 記号番号	右詰めで記入 [][] - [][]	印
申込内 容	積立方法	定時積立	<input type="checkbox"/> する → 毎 月 [][] 千 [][] 百 [][] 十 [][] 円 <input type="checkbox"/> しない ※ いずれかを選択し <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <small>(毎月の給料からの積立額)</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 所属所の蓋印 <small>記載内容について 事務担当者の確認 印をお願いします。</small> <small>一印は1枚目~3 枚目に押印し てください</small> </div>
		特定月積立	<input type="checkbox"/> する → 6 月 [][] 千 [][] 百 [][] 十 [][] 円 <input type="checkbox"/> しない ※ いずれかを選択し <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <small>(6月の期末勤働手当からの積立額)</small>	
		立	<input type="checkbox"/> する → 12 月 [][] 千 [][] 百 [][] 十 [][] 円 <input type="checkbox"/> しない ※ いずれかを選択し <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <small>(12月の期末勤働手当からの積立額)</small>	
積立開始希望月	平成 [][] 年 [][] 月 [][] 日 <small>(開始希望月の前月25日まで ※ 共済組合に提出してください)</small>	マル優制度の適用について	<input type="checkbox"/> 適用を希望する → 非課税限度額 [][] 万円 <small>(障害者等が適用対象です。希望される場合は <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、「非課税貯蓄申告書」を添付してください。)</small>	

- 【注意】 1 共済貯金を開始後、積立額の変更を希望する場合は、「共済貯金変更依頼書(様式第8号)」を提出してください。
 2 積立の開始は、月の**25日まで**にこの申込書の提出があった場合(共済組合必着)、翌月からです。(26日以降の提出は翌々月以降からとなります。)
 3 別途、臨時積立をする場合は、振込日が積立日となります。臨時積立を希望する場合は、「共済貯金臨時積立申込書(様式第5号)」を提出してください。
 4 誤って記入した場合(訂正印を押印してください)。

控除依頼書

所属所長 殿

私は山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、加入いたしますので、上記の共済貯金の積立金につきましては、給与より控除くださるよう依頼致します。

平成 年 月 日

氏名



(H27.4)

※ 誤って記入した場合は訂正印を押印してください。

① 申込日、所属所名、組合員証記号番号、組合員氏名、印をお願いします。所属所の確認印は共済事務担当者の方の印を押印してください。

② 定時積立・特定月積立をする場合は「」に入れ、金額を記入してください。
定時積立・特定月積立をしない場合は「」に入れ、金額を記入せず提出してください。

③ 積立を開始する月を記入してください。開始希望月の前月25日までに共済組合に提出してください。

④ マル優制度を希望される方は記入してください。

⑤ 定時積立及び特定月積立をするにあたり、給料から控除することを所属所長へ依頼してください。

【組合員証】

共済貯金臨時積立申込書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の臨時積立を申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿		申込日	平成	年	月	日
申 込 者	所属所名	①				
	組合員証 記号番号					
	組合員氏名	印				

所属所の確認印

③

記載内容について事務担当者の確認印をお願いします。

← 印は1枚目～3枚目に押印してください

積立金額	百万	千	円	0	0	0	円
------	----	---	---	---	---	---	---

②

※ 申込日は金融機関で振込手続きを行った日を記入してください。
※ 入金を確認後、お手元に「共済貯金臨時積立受領書」を送付いたしますので、受領の上内容をご確認ください。

(H27.4)

- ① 申込日、所属所名、組合員証記号番号、組合員氏名、印をお願いします。
申込日は、金融機関で振込手続きを行った日を記入してください。
- ② 振り込んだ金額を記入してください。
- ③ 所属所の確認印は共済事務担当者の方の印を押印してください。

共済貯金払戻請求書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の払戻しを請求します。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

請求日		平成	年	月	日				
請求者	所属所名	①							
	組合員証記号番号					右詰めで記入	①		
	組合員氏名				印				
②		※ 払戻金額は千円単位です。 ※ 払戻金額の前に¥マークを記入してください。							
払戻金額			百万		千	0	0	0	円

印は1枚目～3枚目に押印してください

- 【注意】
- 1 印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 2 払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 3 解約の場合は、「共済貯金解約届出書(様式第9号)」を提出してください。
 - 4 払戻請求の締切日と払戻日
 - ・毎週月曜日午後3:00締切(共済組合必着)→ その週の金曜日払戻し
(払戻日が金融機関の営業日ではない場合、その次の営業日に払戻し)
 - ・月曜日が休日の場合、前週の金曜日午後3:00が締切(共済組合必着)となります。
- ※ 送金手続き完了後、共済組合より「共済貯金送金通知書」を送付しますので必ず受領してください。

(H27.4)

① 請求日、所属所名、組合員証記号番号、組合員氏名、印をお願いします。
印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、はっきりと押印してください。

② 払戻金額(千円単位)を記入してください。
払戻金額の前に¥マークを記入してください。
払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。

※ 払戻のスケジュールについては別紙「平成27年度払戻・解約送金予定表」をご確認ください。

共済貯金変更依頼書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

申込日 平成 年 月 日

加入者	所属所名	①	右詰めで記入	印
	組合員証記号番号			
	組合員氏名			
積立変更	平成 ② 年 月分から	③	定時積立	毎月 <input type="checkbox"/> 千円に変更
	※ 変更希望月の前月25日までに共済組合に提出してください。		6月 <input type="checkbox"/> 千円に変更	
			特定月積立	12月 <input type="checkbox"/> 千円に変更



記載内容について事務担当者の確認印をお願いします。

←印は1枚目~3枚目に押印してください

- 【注意】 1 積立額の変更は、月の**25日まで**にこの変更依頼書の提出があった場合（共済組合必着）、**翌月分**から変更となります。（26日以降の提出の場合は翌々月以降からの変更となります。）
- 2 変更を希望する積立すべてにを入れ、金額を記入してください。積立を停止する場合は、停止を希望する積立すべてにを入れ、金額を記入せず提出してください（この場合は、停止希望とみなします）。
- 3 非課税者に係る非課税貯蓄限度額の変更、異動事項の変更等は別途、非課税に関する申告書により提出してください。
- 4 誤って記入した場合は訂正印を押印してください。

(H27.4)

- ① 申込日、所属所名、組合員証記号番号、組合員氏名、印をお願いします。
- ② 変更を希望する月を記入してください。変更希望月の前月25日までに提出してください。
- ③ 積立額を変更する積立すべてにを入れ、変更する金額を記入してください。
- ・ 定時積立の額を変更する場合は「定時積立(毎月)」にを入れ、金額を記入してください。
 - ・ 特定月積立(6月)の額を変更する場合は「特定月積立(6月)」にを入れ、金額を記入してください。
 - ・ 特定月積立(12月)の額を変更する場合は「特定月積立(12月)」にを入れ、金額を記入してください。
 - ・ 積立を停止する場合は、停止する積立にを入れ金額を記入せずに提出してください。
- ④ 所属所の確認印は共済事務担当者の方の印を押印してください。

※ 誤って記入した場合は訂正印を押印してください。

共済貯金解約届出書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金を解約します。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 届出日 平成 年 月 日

届出	所属所名	①			所属所の確認印 ④
	組合員証記号番号				
届出者	氏名	②			記載内容について事務担当者の確認印をお願いします。 ← 印は1枚目～3枚目に押印してください
解約	最終積立	平成 [] 年 [] 月分まで	※ この解約届出書の提出をもって定時積立および特定月積立を停止いたします。		
内容	解約事由 いずれかに☑を入れてください	※ 締切日・解約金送金日は払戻と同様です。(ただし月の第一週は解約処理ができませんので、第二週以降の金曜日に送金となります。)			
		<input type="checkbox"/> 退職 ⇒ (退職予定日: 年 月 日) ※ 退職日以降の解約となります。 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ (解約希望年月: 年 月) ※ 退職日より前に解約したい方は「その他」を選択してください。ただし、短期の給付金の受入口座を共済貯金口座に指定している所属所の組合員の方については、在職中は当口座を解約できませんので、所属所の共済事務担当者にご確認ください。			
※ 締切日・解約金送金日の詳細については共済組合のホームページをご確認ください。 ※ 指定口座に振込後、「共済貯金送金通知書」を送付しますので必ず受領してください。					(H27.4)

- ① 届出日、所属所名、組合員証記号番号、届出者氏名、印をお願いします。
- ② 給料天引きによる積立の最終月を記入してください。最終積立月の翌月から積立を停止いたします。
- ③ 解約事由を「退職」か「その他」のいずれか選択してください。
 - ・ 「退職」を選んだ場合、退職日以降の解約となります。
 - ・ 退職日より前に解約金の送金を希望する場合は「その他」を選んでください。
 - ・ 短期給付金が共済貯金口座に入る所属の方は退職日前の解約(「その他」の選択)はできませんので所属所の共済事務担当者にご確認ください。
- ④ 所属所の確認印は共済事務担当者の方の印を押印してください。

※ 解約のスケジュールについては別紙「平成27年度払戻・解約送金予定表」をご確認ください。